

去る9月、10月に上陸した台風第15号、第19号では管内の農家も被災し、復旧が長期化しているなか、土地改良施設にも被害が生じております。

このような状況下において地域農業の基盤である土地改良施設の復旧に関し、農家負担のない支援体制の構築に向け、臨時総代会の席上で満一致により以下の決議をいたしました。

この決議文は、両総土地改良区の総意として11月21日に千葉県へ提出させて頂きました。

決議文

本土地改良区管内の農業は、豊かな土地と温暖な気候に恵まれ、大消費地である首都圏に近いという立地条件のもと、米や野菜を中心に発展してきた地域である。

しかし、担い手の減少など、地域農業の将来への不安は増している。このような状況の中、地元農家、土地改良区では、将来の営農構想を見据えた基盤整備事業計画や、造成後五十年以上経過している県営支線水路の改修に向け、収益性の高い作物の導入など地域一丸で課題解決に向け取り組んでいる。

今回の台風第十五号は、過去に経験したことのない暴風雨を伴い農地の冠水、ビニールハウスやガラス温室の倒壊、また、収穫間際の稲の倒伏による品質や食味、収穫量の低下により経営に多大な損失をもたらした。また、長期間の大規模停電により刈取り後の稲の乾燥調製作業が止まり、出荷できない状況となった地域も存在している。

これに加え、管内の農業用水利施設は倒木による幹線水路の防護フェンスの倒壊、強風による揚水機場などの建物の損壊により甚大な被害を受けている。

住宅も被災し、広範囲にわたる停電や断水により日常生活もままならない状況において、立て続けに襲来した台風第十九号により復旧が長期化する中、これら水利施設の修復費用が全て農業者の負担となることは、両総地区において機運の高まっている意欲ある農業者の足かせとなり、今後更なる担い手不足が加速する恐れがある。

農業用水利施設は農業経営に欠かすことのできない財産であり、最も地域に密接した生活基盤である。また、今回の災害では、農業用排水施設が冠水被害を防ぐ地域防災として必要不可欠であることが改めて強く認識された。本土地改良区組合員が将来に亘り安定した農業経営を存続できるように令和元年臨時総代会に於いて以下決議する。

一、地域の財産である農地、農業用水利施設への災害復旧においては、農家負担の無い支援体制を構築し、今後とも予想される自然災害に対しては、迅速かつ円滑な対応・対策を講じること。

令和元年十月二十一日
両総土地改良区 総代一同

管内土地改良施設被災状況



(茂原市 墨田地先 県営両総五郷支線用水路の水管橋崩落)



(香取市 本矢作地先 北部幹線用水路の倒木)